

社会福祉法人 庄慶会

平成30年度 奨学生募集要綱

(学 生 用)

◎ 奨学生願書提出について

社会福祉法人 庄慶会 奨学生願書の提出に当っては 各学部長の推薦が必要ですから 学校の奨学金担当先生(担当者)とよく相談をして 指導を受けて下さい
当会は 真に奨学金を必要とする学生に限り 選考の対象といたしますので「願書」の記入については 次の各事項に従い 記入漏れのないようご注意ください (記入事項が不十分な場合や 所得の証明が不明確な場合は 選考より除外されることがあります)

1. 奨学生募集の基準

当会の奨学金事業は 生計に困難のある家庭(低所得者世帯や母子世帯(父子世帯)他の兄弟・姉妹が学生・生徒で出費が多い世帯 長期療養者を抱える世帯 及び突然の事情により収入が大幅に減少した世帯など)の子弟で 心身共に健康で あくまでひたむきに勉学したいとの意欲と 気力をもっている者を対象とします
願書には 生計困難の状況及びその原因 又は特定年支出が多い理由等を 詳細に記入して下さい (別紙「庄慶会奨学金貸与規程 2 出願の項」をご参照下さい)

2. 募集の範囲

応募者は 新入生に限ることなく 現に在校中の各学年の学生も出願できます

3. 選考と採用

選考は 平成30年5月下旬の 庄慶会奨学生選考委員会で 慎重に審査を行い 採否決定の結果は 直ちに 貴校学生支援課宛に通知します

4. 採用者の奨学金貸与開始

採用者の奨学金貸与は 平成30年4月分からとし 6月8日に4月・5月・6月分の3ヶ月分を(新入生には学用品代も併せて)一括で貸与します

なお 7月分からは 毎月5日に当月分を貸与します
(但し5日が土・日や祭日の場合は 次週の始曜日となります)

5. 奨学金貸与月額 (4月分より貸与)

52,000円

平成30年度の新入生に限り
学用品代 (一時金) として 別途50,000円 を貸与

6. 募集・採用・貸与などの日程

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ① 「奨学生願書」(所得証明書添付) 到着期限 | 5月19日 (必着のこと) |
| ② 奨学生選考委員会開催 | 5月25日頃の予定 |
| ③ 採用通知発送 | 5月25日頃の予定 |
| ④ 採用者の誓約書, 戸籍謄本到着期限 | 6月1日 (必着のこと) |
| ⑤ 採用者の第一回奨学金貸与支払日 | 6月8日 |
- (4月・5月・6月分を同時貸与 新入生には学用品代も併せて貸与)

7. 奨学生願書 記入上の注意

- ① 記入欄は もれなく記入し 該当事項のない場合は「なし」と 明確に記入して下さい
- ② 連帯保証人は親権者又は同居世帯の世帯主として下さい
- ③ 本人と連帯保証人との続柄は 父の兄の長男 母の姉の夫などと 具体的に記入して下さい
- ④ 家庭状況調査書は詳細に記入頂きますが 死別・離婚家族がいる場合は その年月を必ず記入して下さい 特に 職業欄 (別紙「奨学生願書 No.3 の④」) で農業従事者は 田、畑、山林などの面積・収入を詳細に記入して下さい
又 応募者本人が収入のある場合も 各々の欄 (別紙「奨学生願書 No.4」) に詳細に記入して下さい
- ⑤ 特定年支出欄 (別紙「奨学生願書 No.3 の⑥」) には 下欄の内容の各項目別にその支出年額を 記入して下さい

8. 所得証明書の添付

- ① 世帯主並びに世帯内の納税義務者全員の証明を取って下さい
- ② 世帯主が住民票をおいている市・区・町・村に申請して下さい
(各市区町村に申請の用紙があります)
- ③ 使用目的は「奨学金の出願」として下さい
- ④ 一番新しい証明を取って下さい
- ⑤ 特に 所得証明に替えて「源泉徴収票の写」を添付して頂いても結構です

9. 奨学金の返還

卒業の年の12月から返還開始 15年以内無利子で全額返還

連帯保証人 返還約定書提出時に別世帯・別生計で且つ定職を有する2名が必要です
(別紙「庄慶会奨学金貸与規程 6 奨学金の返還の項」と「奨学金貸与規程取扱細則 1 連帯保証人の資格の項」をご参照下さい)

10. 当会奨学金貸付事業の本年度予定と今日までの実績

- | | |
|--------------------|-----------|
| ◎ 予定 (平成30年度) | |
| ・ 奨学金貸与学生数 | 52名 |
| ・ 奨学金貸与総額 | 2,200万円 |
| ◎ 実績 (昭和25年～平成29年) | |
| ・ 採用奨学生数 | 3,256名 |
| ・ 奨学金貸与総額 | 8億6,184万円 |